

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案について（概要）

1 趣旨

国際的な人的交流の活発化に伴い、日本と外国を仕事で往来する者(企業の駐在員等)が、日本と外国の年金制度等の両方に加入し、保険料を負担しなければならないなどの問題が生じている。

このため、これらの者が、いずれかの国の年金制度等の保険料のみを負担すればよいこととする等を内容とする社会保障協定を、アメリカ合衆国との間で実施することとしている。

標記法律案では、この協定を実施するために必要な厚生年金保険法等の特例を定めるものである。

2 法律案の主な内容

(1) 二重払いの防止

日本又はアメリカ合衆国で就労する者であって、協定の規定により合衆国年金及びメディケアの保険料を支払う者は、厚生年金保険及び健康保険等の保険料の支払を免除する。

(2) 年金加入期間の通算

年金受給のために必要な最低加入期間を満たしているかどうか判断する際に、日本及びアメリカ合衆国の加入期間を通算し、保険料の掛け捨てを防止する。

照会先：年金局総務課国際年金企画室（内線3318）